

東京都文化財保存事業費補助金交付要綱

平成13年3月14日

教 育 長 決 定

1 目 的

この要綱は、文化財保護法及び東京都文化財保護条例の規定による文化財の保存若しくは活用又は埋蔵文化財の調査の事業に関し、都が補助金を交付する場合の補助金の交付の申請、決定その他補助金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象事業、補助対象者及び補助対象経費

(1) この補助金の交付の対象となる国指定文化財等及び都指定文化財の保存・活用事業並びに埋蔵文化財の調査事業（以下「補助対象事業」という。）の種類及び当該補助事業に係る補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、次に掲げる団体又は個人は、この要綱に基づく補助事業者としない。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

ウ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいる団体

(2) この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、(1)の補助対象事業に係る経費とする。ただし、埋蔵文化財に係る遺跡緊急発掘調査事業の補助対象経費の明細は、別表2に定めるとおりとする。

なお、補助対象経費に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(3) 補助金は、(1)及び(2)の補助対象事業、補助対象者及び補助対象経費に対応する別表1及び別表3により算出される額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の額（率）

補助金の額（率）は、予算の範囲内で、別表1右欄に定めるとおりとする。なお、都指定文化財については、別表3に定める補助率の加算を行うことができる。

4 交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別紙様式1）に、次に掲げる書類を添えて別に定める提出期限までに東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業計画書（別紙様式2）

工事関係の事業については、設計仕様書、設計図面を添付すること。

(2) 経費予算書（別紙様式3）

資金計画及び支出内訳について記載のこと。

(3) 写真、見取図

(4) 申請者の収支状況が分かる資料

ア 申請者が法人その他の団体（区市町村を含む。）の場合

当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3年度分の収支決算書及び当該年度の収支予算書を添付すること。

なお、区市町村は収支決算書を省略できる。

イ 申請者が個人の場合

補助対象が都指定文化財の場合は、申請書を提出した日の属する年の前年分の収入状況が分かる資料を添付すること。

なお、補助対象が国指定文化財等及び埋蔵文化財の場合は除く。

(5) 団体に関する調書（別紙様式4）（区市町村は省略できる。）

(6) その他参考となる資料

5 交付決定及び通知

(1) 知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、申請書記載事項及び関係書類について審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、6に定める条件を付した補助金交付決定通知書（別紙様式5）により補助事業者へ通知するものとする。

(2) 知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることがある。

(3) 補助事業者は、6の(2)のア又はイに該当した場合には計画変更承認申請書（別紙様式6）を知事に提出しなければならない。

(4) 知事は、計画変更承認申請書を審査した結果(1)による交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めたときは、これを変更して交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書（別紙様式7）により補助事業者へ通知するものとする。

6 補助条件

(1) 事情の変更による交付決定の取消し等

知事は、この補助金の交付を決定した後においても、天災地変その他事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) 承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 補助事業の完了時期

補助事業は、交付の決定をした年の会計年度末までに完了しなければならない。

(4) 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった

場合には、速やかにその理由、今後の当該補助事業の遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その処理について指示を受けなければならない。

(5) 状況報告等

知事は、補助事業の遂行状況について必要があると認めるときは、事業実施状況報告書（別紙様式8）の提出を補助事業者に求め、及び帳簿等の検査をすることがある。

(6) 補助事業の遂行命令

ア 知事は、(4)の規定による事故報告若しくは(5)の規定による状況報告又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

イ 補助事業者がアの命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

(7) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から30日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する都の会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書（別紙様式9）及び収支報告書（別紙様式10）を知事に提出しなければならない。

(2)のウの規定により補助事業の廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

(8) 補助金の額の確定

知事は、(7)の規定により提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し（別紙様式11）、補助事業者に通知する。

(9) 是正のための措置

知事は、(8)に規定する実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、補助事業につき、これらに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。

(10) 補助金の交付の決定の取消し

ア 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）第18条の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。

イ アの規定は、(8)の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(11) 補助金の返還

ア 知事は、(1)又は(10)の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

イ 知事は、(8)の規定により、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、

既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(12) 違約加算金

ア 補助事業者は、(10) のアの規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 補助金が2回以上に分けて交付されている場合におけるアの規定の適用については、補助事業者が返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

ウ アの規定により、補助事業者が加算金の納付を命ぜられた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

(13) 延滞金

ア 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ アの規定により、未納付額の一部が補助事業者により納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額はその納付金額を控除した額によるものとする。

(14) 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において当該補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(15) 財産の処分の制限

ア 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

イ 補助事業者は、アの規定により、知事の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、知事が指定する額を都に納付しなければならない。

7 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業の属する都の会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

8 申請の撤回

申請者は、5の規定による補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、その交付の決定の通知受領後14日以内に、申請を撤回することができる。

9 災害復旧に関する対応

自然災害等により被災した国指定文化財等及び都指定文化財の応急的な災害復旧工事について、当該工事が交付決定前に既に施工済み又は施工中であり、かつ別表1の補助事業に該当する場合、その被害写真等により状況を確認し、補助事業の対象とすることができる。

附 則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和2年10月8日から施行する。

2 補助事業者が新型コロナウイルス感染症の影響により収入額が減少した場合の、令和2年度における補助率は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は令和3年2月18日から施行する。

別表 1

区分	補助対象事業	補助事業者	補助金の額(率)
国指定文化財等	<p>文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）等に基づき国庫補助事業として交付決定された次の事業</p> <p>1 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金に係る事業 ただし、文化財等の所在場所が都内であるものに限る。</p> <p>2 国宝重要文化財等防災施設整備費補助金に係る事業 ただし、文化財等の所在場所が都内であるものに限る。</p>	<p>国庫補助金の交付決定を受けた個人・団体 ただし、指定文化財管理事業については、所有者又は管理団体、区市町村及び文化財保護法第172条の規定により指定された区市町村その他の法人とする。</p>	<p>1 国庫補助金の額が定率で定めている事業 国庫補助対象経費から国庫補助額を差し引いた残余の補助対象経費に国が決定した補助率を乗じた額を限度とする。ただし、区市町村については、50%以内とする。</p> <p>2 国庫補助金の額が定額で定めている事業 予算の範囲内の定額</p> <p>3 指定文化財管理事業 補助対象経費の50%以内とする。ただし、国有文化財の見廻り及び看視及び清掃については、80%以内とする。</p> <p>なお、1、2について国庫補助金で最高限度額（率）を定めている場合は、次のとおりとする。 ア 国庫補助金で最高限度額を定めている場合 国庫補助とは別に、国庫補助金で定められている限度額の範囲の額を補助額とする。 イ 国庫補助金で最高限度率を定めている場合 国庫補助率と都の補助率を合わせた補助率が国庫補助で定められている補助率の加算限度を超えない範囲の率を補助率とする。 なお、ア、イの金額に差が生じた場合、低額なものを補助額とする。</p>
	<p>3 史跡等購入費補助金に係る事業</p>	<p>国庫補助金の交付決定を受けた区市町村</p>	<p>国庫補助対象経費から国庫補助額を差し引いた残余の補助対象経費の50%以内とする。</p>

なお、「国指定文化財等」の区分には、国指定文化財の他、次のものを対象とする。

- ア 国登録文化財
- イ 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財
- ウ 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財
- エ 重要文化的景観
- オ 伝統的建造物群及び重要伝統的建造物群保存地区
- カ その他「文化財保存事業費関係補助金交付要綱」が補助対象にしているもののうち、都及び区市町村が指定している文化財

区分	補助対象事業	事業内容	補助事業者	補助金の額(率)
都指定文化財	有形文化財(建造物)	修理工事	所有者及び管理責任者	補助対象経費の50%
		管理工事		
		防災工事		
		建物・土地の買上げ	区市町村の場合に限る	
		保存活用計画策定	所有者及び管理責任者 区市町村	
		整備工事	所有者及び管理責任者	
	有形文化財(建造物を除く)	修理工事	所有者及び管理責任者	補助対象経費の50%
		管理工事		
		防災工事		
	無形文化財	伝承者養成	無形文化財の保持者又は保持団体	補助対象経費の50%
保存伝承				
保存伝承		別に定める額		

区分	補助対象事業	事業内容	補助事業者	補助金の額(率)	
都 指 定 文 化 財	有形民俗文化財	修理工事	1 (半)解体修理、屋根葺替、塗装修理、移築修理、その他保存のために必要な修理工事 2 腐蝕等防除工事 3 その他保存のために必要なもの(保存箱・台座等)の新調及び修理工事	所有者及び管理責任者	補助対象経費の50%
		管理工事	有形文化財(建造物)の管理工事に準ずる工事		
		防災工事	有形文化財(建造物)の防災工事に準ずる工事		
		保存活用計画策定	保存活用計画の策定	所有者及び管理責任者 区市町村	
		整備工事	保存活用計画に基づく整備工事	所有者及び管理責任者	
	無形民俗文化財	伝承基盤整備	1 施設の修理・防災事業 2 用具の修理・新調	無形民俗文化財の保存に当たっている団体	補助対象経費の50%
		伝承者養成	1 研修会・講習会・伝承養成事業成果等発表会の開催、実技指導、発表会及びイベント等への参加 2 伝承養成事業に必要な用具等の修理・購入		
	史跡・名勝	復旧(保存修理)	1 旧宅等の建造物、石垣等の復旧工事 2 庭園等の石組、枯損木の伐採、植栽、整地、給排水施設等の工事 3 古墳等の盛土、石積等の工事 4 史跡等の保存上必要な復旧工事	所有者及び管理責任者	補助対象経費の50%
		環境整備	1 整地、盛土、覆屋設置等工事 2 照明施設設置などの工事及び必要な休息施設、便所等便益施設等工事 3 管理に必要な標識、境界標、囲柵、その他の施設の設置等工事		

区分	補助対象事業	事業内容	補助事業者	補助金の額(率)	
都 指 定 文 化 財	史 跡 ・ 名 勝	防災工事	所有者及び管理責任者	補助対象経費の 50%	
		土地の買上げ	区市町村		
		保存活用計画策 定	所有者及び管理責任者		
			区市町村		
	整備工事	所有者及び管理責任者			
	天 然 記 念 物	防災工事	所有者及び管理責任者	補助対象経費の 50%	
		保存施設工事			
		保護			
		土地の買上げ			区市町村
		保存活用計画策 定			所有者及び管理責任者
					区市町村
	整備工事	所有者及び管理責任者			
	旧 跡	修理	所有者及び管理責任者	補助対象経費の 50%	

区分		補助対象事業	補助事業者	補助金の額(率)
埋蔵文化財	国庫補助事業	<p>文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和 54 年 5 月 1 日文化庁長官裁定）等に基づき国庫補助事業として交付決定された次の事業</p> <p>1 国宝重要文化財等保存整備費補助金に係る事業</p> <p>(1) 埋蔵文化財調査事業</p> <p>(2) 埋蔵文化財出土遺物保存処理事業</p>	国庫補助金の交付決定を受けた区市町村	国庫補助対象経費から国庫補助額を差し引いた残余の補助対象経費の 50%
	都補助事業	<p>1 遺跡緊急発掘調査事業</p> <p>1 補助対象事業</p> <p>個人又は中小企業が、下記に掲げる開発事業を行う場合で、当該事業が緊急性を有し、かつその者が確認調査及び本調査費用を負担することが著しく困難なとき。</p> <p>ア 個人専用住宅（小店舗併用住宅を含む。）並びに個人及び中小企業による集合住宅、分譲住宅、宅地造成、工場、店舗、墓地造成、土砂採取等の各種事業</p> <p>イ 適用規模</p> <p>開発事業面積が 500 m²以下のもの。ただし、確認調査等東京都教育委員会が特に認める場合は、この限りでない。</p>	区市町村	<p>補助対象経費の 50%以内</p> <p>* 補助対象経費は、別表 2 に示す発掘調査経費に東京都教育委員会が定める事業別の率を乗じた経費とする。</p>

別表2

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
遺跡緊急発掘調査補助事業	発掘調査経費	発掘調査費	共済費	謝礼金	労災保険等
			報償費		調査を委嘱したものに対する報酬及び謝礼金
			賃金	調査員賃金	日々雇用職員に対する賃金
				調査補助員賃金	
				作業員賃金	
			旅費	費用弁済	発掘用具、整理用具等
			需用費	消耗品費	調査報告書印刷等
				燃料費	
				印刷製本費	
				〇〇費(科)	
役務費	通信運搬費	バックホー、トラック、ヘルメットコンベア等			
	手数料				
	〇〇費(科)				
委託料	測量委託費	調査事業の一部を請負で実施する場合の経費			
	〇〇委託料				
使用料及び賃借料	掘削機械等借損料	バインダー、石膏等			
	〇〇賃借料	埋め戻し用砂利等			
工事請負費	請負費				
原材料費	資材費				
	骨材費				

別表3

1 事業規模指数による加算

(1) 事業規模指数による加算の実施

補助事業者が区市町村又は営利法人以外の者である場合、当該補助事業の事業規模指数に応じ、次の表に掲げる加算率を限度として補助率の加算を行うことができる。

事業規模指数		加算率	事業規模指数		加算率
0.1 以上	0.2 未満	5%	0.01 以上	0.05 未満	5%
0.2 以上	0.3 未満	10%	0.05 以上	0.2 未満	10%
0.3 以上	0.6 未満	15%	0.2 以上	0.5 未満	15%
0.6 以上	1.5 未満	20%	0.5 以上	1.0 未満	20%
1.5 以上	3.5 未満	25%	1.0 以上	2.5 未満	25%
3.5 以上	10.0 未満	30%	2.5 以上	5.0 未満	30%
10.0 以上		35%	5.0 以上		35%

$$\text{事業規模指数} = \frac{\text{(補助対象となる総事業費} \div \text{(2)当該補助事業の施工年度数)}}{\text{(3)当該補助事業者の財政規模}}$$

(2) 当該補助事業の施工年度数算出方法

都の会計年度に基づき全工程（事業期間）の年度数

(3) 当該補助事業者の財政規模算出方法

ア 法人その他の団体の場合

当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3年度の決算の収入額の平均額により算出する。

イ 個人の場合

申請書を提出した日の属する年の前年分の納税証明書の申告所得額、又は源泉徴収票の税込収入額により算出する。

(4) 複数年度にわたる補助事業の加算

複数年度にわたる補助事業については、(1) から (3) に定める方法により補助率を算出し、事業終了年度まで継続する。

補助事業の途中で補助金の変更交付が決定した場合は、原則として補助事業開始時に算出した補助率を適用する。ただし、補助金の変更交付申請を東京都が収受した日に (1) から (3) に定める方法により算出した補助率と異なる場合は、変更後の補助率を適用することができる。

2 同一補助事業者の複数補助事業に対する加算

(1) 同一補助事業者の複数補助事業に対する加算の実施

補助事業者が区市町村又は営利法人以外の者であり、同一会計年度内において複数の補助事業を実施する場合に、1 (1) に定める方法により、それぞれの補助事業ごとに算出された補助率と実施する補助事業の全ての事業費の合算額を基に算出された補助率に、5 %以上の差が生じた場合には、実施する補助事業のうちの一つの事業に対し2 (2) 及び(3) の規定に基づき補助率の加算を行うことができる。

(2) 加算率

同一補助事業者の実施する複数補助事業のうちの一つの事業に対し、5 %を限度として補助率の加算を行うことができる。

(3) 加算対象事業

ア 年度途中で新たに補助事業を追加することにより複数の補助事業を実施する場合は、追加補助事業を加算対象とする。

イ 年度当初から東京都の補助事業計画において計画される複数補助事業の場合は、総事業費が最も低い補助事業を加算対象とする。

ウ 同一会計年度内において同一補助事業者が実施する複数補助事業のうち、一つの補助事業を対象とする。

3 災害復旧事業に対する加算

(1) 災害復旧事業に対する加算の実施

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定に基づき政令により「激甚災害」に指定された災害の被害により、都指定文化財に災害復旧事業の必要が生じた場合、区市町村又は営利法人以外の所有者に対し災害復旧事業加算を行うことができる。ただし、東京都指定文化財の損傷等が激甚災害に指定された災害に起因するものであることが証明できる場合に限る。

(2) 加算率

災害復旧事業に要する費用について、都指定文化財の本体に係る補助事業に対し20%の加算を行うことができる。

4 その他

(1) 上記各号に定める加算後の補助率の上限は85%とする。

(2) 予算の範囲内において、上記各号の規定を適用することができる。